

国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例の一部を改正する 条例案について

子ども・子育て支援法の一部改正（令和6年法律第47号）により、子ども・子育て支援金制度が創設されたことに伴い、令和8年2月議会において以下のとおり所要の改正を行う。

1 改正する条例の概要

当該条例は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第75条の7第1項の規定により、国民健康保険制度の運営のために県が市町村から徴収する国民健康保険事業費納付金の徴収に関し必要な事項を定めている。

2 改正理由・経緯

令和2年に出生率が80万人を割り込む等、加速する少子化に歯止めをかけるための基本理念をまとめたこども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）「加速化プラン」に基づく、子育て支援のための給付等の拡充の財源として、子ども・子育て支援金制度が創設された。

当該支援金は、国41%、県9%の割合で公費負担することとされており（負担割合は公費：被保険者＝1：1）、公費負担分は国や県の交付金等を財源に、被保険者負担分は保険料等を財源として負担する。国民健康保険の保険者である本県は、子ども・子育て支援納付金を国に納めるため、市町村から徴収する国民健康保険事業費納付金に子ども・子育て支援金分を追加する必要があることから、所要の条例改正を行うもの。

3 改正の概要

- ・第3条第1項に記載される「国民健康保険保険給付費等交付金の交付に要する費用その他の国民健康保険事業に要する費用」に、子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用を含めるよう改正する。

- ・第6条以下に記載される、国保事業費納付金の算定に用いる各種係数の定義について、子ども・子育て支援金納付金に係る係数の定義を第15条以下に追加する。

4 施行日

令和8年4月1日